

2025年4月1日

## 北海道理学療法士会役員候補者選挙実施要綱

公益社団法人北海道理学療法士会  
選挙管理委員会

選挙管理規程第11条第2項の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選人」とは、代議員等による役員候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者をいう。

### 1. 選挙人、被選挙人について

(1) 選挙人は2025年4月1日(火)の時点において、代議員として登録されている者とする。被選挙人は2025年3月1日(土)の時点において、正会員として承認され会費が納入されている者とする。

ただし、以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

- ① 休会者
- ② 会員資格が停止されている者
- ③ 会費を納入していない者

(注) 選挙人は、被選挙人を兼ねることはできない。

選挙人が被選挙人となった場合、投票権を失うものとする。

※ 代議員が立候補する場合は、代議員の辞任届を提出すること。

(2) 選挙人名簿の作成

2025年4月1日(火)時点の代議員台帳をもとに、選挙人名簿を作成する。

### 2. 選挙の告示について

(1) 役員候補者選挙告示日は2025年4月2日(水)とする。役員候補者選挙告示は、士会ホームページに掲載する。

### 3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

① 立候補受付期間は、2025年4月9日(水)正午～4月16日(水)正午とする。

② 立候補を辞退する場合の締め切りは、2025年4月16日(水)正午とする。

③ 2025年4月2日(水)正午～4月8日(火)正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を電子メールで受け付けるものとする。

電子メールアドレス:hpta.senkyo(a)gmail.com

※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

(2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終申請日時順とする。

(3) 立候補者が定数に満たない場合

① 理事会への報告

立候補者が定数に満たない場合(理事全道10名未満、地区から選出される理事各支部1名未満、監事2名未満)は、理事及び監事選任規程第16条第1項に従い、その旨を理事会へ報告する。

② 理事会推薦と報告

報告を受けた理事会は、役員の選出が行われる次期定時総会に理事・監事候補を推薦する。なお、推薦にあたっては理事・監事が選挙最大定数となるよう不足数を推薦する。

#### (4)立候補届の様式

##### ①届出方法

- ・届出は Web のみとする。
- ・マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- ・立候補受付等を電子メールにて通知するため、マイページに登録している電子メールアドレスを普段から受信しているアドレスに変更しておく。
- ・選挙サイトアクセス後、2025 年 3 月 1 日(土)時点の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
- ・立候補趣旨及び略歴は、指定された箇所に入力する。
- ・略歴は北海道理学療法士会、日本理学療法士協会・学会連合の役員歴及び活動歴のみとする。
- ・立候補趣旨及び略歴は、その合計がスペースを含んで 2000 字以内とし、別途写真をアップロードする。

##### ②写真

本人のみ、上半身、正面、脱帽、カラー、告示日から 3 ヶ月以内に撮影したもの。デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

履歴書等の証明写真に準ずるものとする。

##### ③立候補趣旨の記載内容について注意点

- ・誹謗中傷は記載しないこと。
- ・虚偽の記載を行わないこと。
- ・理学療法士連盟に関することは略歴及び活動歴に含まれない。
- ・選挙運動に利用する SNS の種類やアカウント、ホームページの名称の記載はしてよいが、直接リンクの記載は禁止する。

#### (5)選挙運動にインターネットを利用する際の届出

- ① SNS やホームページを利用した選挙運動を行う場合、当該 SNS の名称、アカウント名やホームページの URL を事前に届け出ることとする。
- ② 届出の期限は立候補受付期間と同一とする。
- ③ 届け出は電子メールによるものとする。届出先は選挙管理委員長とする。  
電子メールアドレス:hpta.senkyo(a)gmail.com  
※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

#### 4. 立候補届の受理

##### (1)受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は最終受付にならないので注意すること。Web による受付が完了すると、電子メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

##### (2)受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補申請の承認通知をメールで送信する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

##### (3)立候補の辞退

立候補辞退は選挙サイト上で行い、立候補辞退を受理した際には、立候補辞退の確認通知をメールで送信する。

## 5. 立候補者一覧及び選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

### (1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。ID・パスワードを紛失された場合は、早めに再発行申請をすること。

### (2) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、2025 年 4 月 23 日(水)正午を目途に公益社団法人北海道理学療法士会ホームページ及びマイページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、当該候補者における最終申請日時順とする。

## 6. 選挙運動

### (1) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～5 月 6 日(火)23:59 までとする。

### (2) 注意事項

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、又は関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により嚴重注意、戒告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。

なお、選挙違反については、対象候補者氏名及び処分内容を代議員にメールで周知するとともに、総会で報告する。また、違反事実について士会ホームページで公表する。

具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動について」を参照。

### (3) 選挙違反の通報について

選挙運動期間中に選挙違反行為を認知した会員は、選挙管理委員長に通報することができる。通報の受付は電子メールによるものとし、申立先は選挙管理委員長とする。なお、通報にあたっては違反事実を示す資料の提出を求められることがある。

電子メールアドレス:hpta.senkyo(a)gmail.com

※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

## 7. 投票について

(1) 投票期間:2025 年 5 月 7 日(水)正午～5 月14日(水)正午

### (2) 投票方法:

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は、全道区の理事候補者は制限連記方式(10 名以上 15 名以内のみ有効)とする。

また、地区から選出される理事候補者及び監事候補者は、完全連記投票とし、各支部 1 名、監事 2 名に投票した場合のみ有効とする。

(3) 立候補者数が、定数以内の場合は投票を行わない。

## 8. 開票について

### (1) 開票日

2025 年 5 月 15 日(木)

### (2) 開票立会人の選出

開票立会人は、選挙管理委員ではない正会員の中から 2 名程度を選出する。

### (3) 投票データの保管について

①投票期間中は、選挙管理委員長又は選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。

- ②選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
- ③選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。

(4) 当選(人)について

- ①得票数の多い者から順に、その役員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
- ②当選最下位同数得票者については、選挙管理委員立会いのもと、開票終了後 1 週間以内に立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者及び関係者はくじ引きの日を指定できない。
- ③公益法人の理事、監事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であっても取り消すことがある。
- ④立候補者数が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(5) 選挙結果は、2025 年5月16日(金)から 2 週間、士会ホームページ上で発表する。

9. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は選挙結果公表～2025 年5月 22 日(木)正午までとする。
- (2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする。申立先は選挙管理委員長とする。  
電子メールアドレス:hpta.senkyo(a)gmail.com  
※電子メール送信時は(a)を@に変えてください。

10. 当選証明書の発行

当選が確定した後、当選証明書を選挙管理委員長の名前で発行する。

11. 問合せ先

北海道理学療法士会選挙管理委員会  
電子メールアドレス:hpta.senkyo(a)gmail.com  
※電子メール送信時は(a)を@に変えてください。

以上